

議 第 3 号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 あ て
経 済 産 業 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
デジタル田園都市国家構想担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は本年4月、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、コロナ禍で厳しい雇用状況にある女性に対して、自治体や企業等との連携・協力の下、デジタル分野におけるスキルの習得と就労支援を推進するとともに、全国的に普及啓発活動を実施し、本プランに基づく取組の加速化を目指している。

デジタル人材の育成は、我が国の国際競争力や生産性を高めるため不可欠である上、デジタル化でテレワーク等が進展することによって、人口の過度な偏在の緩和や感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きく期待されている。

なかでも、女性のデジタル人材育成については、女性の経済的自立や、成長産業への円滑な労働移動の支援を図る上でも重要であり、本プランの実現に向けた取組を加速するため、柔軟な働き方の促進や自治体等で実践している事例の情報共有といった横展開とともに、更なる財源の確保が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 本プランの実施において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を周知・啓発し、官民一体となった取組を全国各地に広めていくとともに、着実な遂行のための十分な予算を確保すること。
- 2 テレワークの定着・促進に向けて、全国的な導入支援体制をいち早く整備するとともに、既に実施可能な企業の斡旋や紹介を全国規模で行うプラットフォームを形成すること。
- 3 育児・介護や就労場所といった時間的・場所的制約にとらわれずに働けるよう、デジタルスキルの習得やテレワークを活用した就労の場に加え、サポートを受けつつOJT等による実践的な経験を積める機会を提供すること。